

第3期広尾町地域福祉計画・広尾町地域福祉実践計画 (令和8年度～令和12年度)【原案】

«概要»

1. 策定の背景

近年の少子高齢化や核家族化の進行に伴い、地域住民のつながりも希薄になるなど、地域をとりまく環境も大きく変化し、様々な課題を抱え、これまでの福祉制度では対応が難しい「制度の谷間」にある新たな地域課題への対応が求められています。

このような中、住民の地域生活を支えるためには公的な福祉サービス等の充実が求められると同時に、地域住民を主体とする支え合いの仕組みづくりが必要とされています。

これらのことと具現化するため、広尾町と広尾町社会福祉協議会では、それぞれが策定する「地域福祉計画」と「地域福祉実践計画」を一体的な計画として策定し、協働で地域福祉を推進するために「第3期広尾町地域福祉計画・広尾町地域福祉実践計画」の策定を進めています。

2. 主な改正内容

◇第4章 地域福祉施策の展開

基本目標1:町民主体の地域福祉コミュニティづくり

施策:福祉教育の推進、人材育成、ボランティアの育成

実施計画(事業)	事業概要
地域福祉に関連したイベントの開催	町民が一堂に会し、お互いが地域福祉に対する共通理解を得ることを目的とするイベントを開催します。
出前講座の派遣・福祉教育の推進	地域福祉に関する出前講座や講演会・学習会などを家庭・学校・地域・各種団体と連携し実施していきます。また、町民が地域福祉活動を通して、自分たちの地域を改めて見つめ直し、愛着を持って、まちの未来への夢や希望を共有できるよう、福祉教育の推進を図ります。
ボランティアセンター事業	町内のボランティア活動の推進を図ります。
災害ボランティアセンター	本町で災害等により被害が出た際に、広尾町災害ボランティアセンターを設置し運営します。
福祉人材・団体の育成	介護予防・福祉ボランティアや子育てボランティア、認知症サポーター等、福祉人材・団体を育成・サポートします。

○成果目標

指標	現状値	目標値(令和12年度末)
災害ボランティアセンター設置運営訓練	0回	1回(R8～R12)
認知症サポーター養成講座	延受講者数:2,040人	延受講者数:2,500人
介護予防・福祉ボランティア事業	ボランティア登録者数 189人	ボランティア登録者数 198人
介護職員初任者研修受講者	延受講者数 20人(R3～7)	延受講者数 25人(R8～R12)
ファミリー・サポート・センター事業	ボランティア登録者数 9人	ボランティア登録者数 10人

基本目標2:町民ニーズに応じた福祉サービスの提供

施策:情報提供・相談体制・権利擁護体制の充実、交流の場づくり

実施計画(事業)	事業概要
総合相談体制の充実	関係機関とのネットワークを強化し一體的な事業を展開することで、介護保険サービスはもちろんのこと、地域福祉活動、在宅福祉サービス、日常の金銭管理、住宅に関することなど、包括的に対応しケアマネジメント機能の充実を図ります。
生活支援体制整備事業の推進	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進することを目的として、資源開発やネットワークの構築などのコーディネート機能を果たす生活支援コーディネーターを配置し、事業を推進します。
地域介護予防活動支援事業	住み慣れた地域で健康で自立した生活を送り、社会参加などを通じて介護予防に取り組めるよう体制づくりを推進します。
重層的支援体制整備事業の推進(コミュニティソーシャルワーカー配置事業の推進)	地域の困りごとを発掘し、課題解決に向けて関係機関が円滑に連携できるよう調整します。また、互助の支え合い体制づくりなど、地域福祉を推進するために専門職であるコミュニティソーシャルワーカーを配置し、重層的支援体制整備事業を推進します。
障害者地域活動支援センター事業	創作的活動や生産活動の機会を提供することで、職業訓練や社会参加の場とし、地域社会との交流の促進を図ります。
地域資源の一元化	町が実施する保健福祉の各種制度や地域の社会資源など、多様な情報を一元的に提供します。
子育て支援の総合的連携の推進	安心して子どもを産み育てることができるように、妊産婦と乳幼児の健康診査事業を行います。また、子どもと子育て家庭に対し、町民や企業、行政が連携しながら社会全体で子育てに関するさまざまな施策を総合的に進めます。

実施計画(事業)	事業概要
健康づくり活動の推進	生活習慣病やこころの健康に関する相談活動を通じて、町民の主体的な健康の保持増進の取組みを進めます。
自殺対策事業の推進	自殺の背景には様々な社会的要因があることをふまえ、町民にとって身近な相談窓口や関係機関との連携体制を構築します。また、自殺予防に関する正しい知識の普及啓発を行います。
権利擁護支援の推進	認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が衰えても住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、権利擁護支援を推進します。
生活困窮者支援対策の推進	生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関である、とかち生活あんしんセンター、生活保護実施機関である、十勝総合振興局社会福祉課(福祉事務所)との緊密な連携を図ります。 また、行政機関で把握が困難な情報については、コミュニティソーシャルワーカーや民生委員児童委員などの地域ネットワーク、近隣住民などによる見守り活動等と連携して把握し、各関係機関と連携し支援していきます。

○成果目標

指標	現状値	目標値(令和12年度末)
多職種連携会議の開催	3回	3回
おたすけサンタの活動回数	31件(R7.11月末)	60件
サロン等の活動支援	訪問率:100%	訪問率:100%
地域資源の情報発信	延べ7回 (R3~R7.11月末)	延べ10回 (R8~R12)
乳児家庭全戸訪問事業	訪問率:100%	訪問率:100%

基本目標3:町民とのパートナーシップによる地域福祉の推進

施策:多様な主体による地域福祉活動の支援、避難行動要支援者の支援

実施計画(事業)	事業概要
民生委員児童委員との連携	民生委員児童委員と社会福祉協議会は、共に地域福祉の推進に取り組む両輪の関係であり、連携を図り、協働による地域福祉活動の推進に努めます。
地域見守りネットワークの整備	地域や関係機関の連携による安心・安全・福祉のまちづくりを目指し、町内会や事業所などと協議し、それぞれの地域特性に合わせたネットワークの構築を推進します。

実施計画(事業)	事業概要
高齢者等訪問事業	ひとり暮らしの高齢者等を定期的に訪問し、相談対応やきめ細やかな見守りの充実に努めます。
避難行動要支援者への支援	避難行動要支援者名簿を作成し、関係機関等で共有することで、災害時における支援体制を作ります。

○成果目標

指標	現状値	目標値(令和12年度末)
民生児童委員と連携した研修会の開催	延べ1回(R3～R7)	延べ3回(R8～R12)
小地域ネットワーク活動登録町内会	16町内会	20町内会
高齢者等訪問事業	実利用人数:40人 延利用回数:436回	実利用人数:55人 延利用回数:660回

◇第5章 重層的支援体制整備事業について

重層的支援体制整備事業とは、社会福祉法第106条の4第2項に基づき、既存の相談支援等の取り組みを生かし、地域住民の複雑化・複合化した課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するもので、本町は令和4年度から重層的支援体制整備事業に取り組んでいます。

本章を社会福祉法第106条の5第1項に規定する重層的支援体制整備事業実施計画として位置付け、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制や実施内容を定めるものです。

広尾町における重層的支援体制整備事業の取組

- ①包括的相談支援事業(社会福祉法第106条の4第2項第1号)
- ②参加支援事業(社会福祉法第106条の4第2項第2号)
- ③地域づくり事業(社会福祉法第106条の4第2項第3号)
- ④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(社会福祉法第106条の4第2項第4号)
- ⑤多機関協働事業(社会福祉法第106条の4第2項第5号)
- ⑥重層的支援会議・支援会議(支援関係機関会議の連携の在り方)

○成果目標

指標	現状値 (令和6年度末)	目標値 (令和12年度末)
包括的相談支援事業 コミュニケーションソーシャルワーカーと連携し支援した件数	495件	550件
参加者支援事業 受け入れ可能機関数	3ヶ所	6ヶ所

指標	現状値 (令和6年度末)	目標値 (令和12年度末)
生活困窮者支援等のための地域づくり事業 イベントの開催	0回	6回
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 相談窓口の情報発信と収集	1回	2回
多機関協働事業 連携機関数	24ヶ所	30ヶ所
多機関協働事業 重層的支援会議・支援会議の開催回数	10回	12回

◇第6章 広尾町再犯防止推進計画

<概要>

平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)」では、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が国だけでなく地方公共団体にもあることが明記され、地方公共団体は国の再犯防止計画を勘案し、地方再犯防止計画を定めることとされました。

本章を、再犯の防止等の推進に関する法律第8条1項に基づく地方計画として位置付け、計画的に施策を推進していきます。

<施策の方向性>

犯罪や非行をした人の再犯防止や社会復帰する保護への関心と理解を深め、犯罪や非行をした人の立ち直りを支える地域づくりと必要な支援を届ける体制づくりに取り組みます。

<主な取組>

- 広尾地区保護司会広尾町分区と連携し、「社会を明るくする運動」をはじめとした再犯防止や更生保護に関する活動等の周知・啓発を推進します。
- 犯罪や非行をした人が、就労、住居確保、保健医療、福祉などの必要な支援につながるよう関係機関と連携した相談支援体制をつくります。